

新潟市立小中学校特別支援学級に係る助成事業実施要綱

1 目的

この事業は、心身に障がいをもつ幼児及び児童・生徒が市立小中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）への入級、通級及び「通級指導教室」への通級に係る経費について予算の範囲内において、その費用の一部を助成することによって保護者（現に通級のためその者に付添う者を含む。以下「保護者等」という。）の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。

2 対象者

次の各号に該当するものとする。

- (1) 特別支援学級への入級又は通級をする幼児又は児童生徒の保護者等で、本市に住所を有するもの。
- (2) 「通級指導教室」へ通級をする児童生徒の保護者等で、本市に住所を有するもの。
- (3) 前号に準ずるもので、新潟市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が認めたもの。

3 助成金の種類及び額

(1) 種類

ア 入級に係るもの

新潟市就学支援委員会の指示により、入級のため医師等の検査を受けるに必要な費用及び診断書の作成に必要な費用（以下「検査料」という。）

イ 通級に係るもの

通級のため児童生徒に付添う保護者等の交通費（以下「通級付添費」という。）

(2) 額

ア 検査料

検査料の額は、第1号アに要した費用の範囲内とする。

イ 通級付添費

通級付添費の額は、交通機関を利用し最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により付き添った場合に支払った額で、次に定める金額の範囲内とする。

(ア) 定期券を利用した場合

一ヵ月定期券に相当する運賃の1/2以内の額

(イ) 定期券以外のものを利用した場合

付添日数に往復の運賃を乗じて得た額の1/2以内の額。ただし、その額は(ア)の額を超えないものとする。

4 助成の期間

助成の期間は、入級した日の属する月から入級の必要のなくなった日の属する月までとする。

5 助成の申請

助成を受けようとする保護者等は、次の各号に該当する申請手続をしなければならない。

(1) 検査料の助成を受けようとするものは、検査料助成申請書(別紙第1号様式)により市教育委員会へ提出するものとする。

(2) 通級付添費の助成を受けようとするものは、特別支援学級等通級付添費助成申請書(別紙第2号様式)により学校長を経由し、市教育委員会へ提出するものとする。

(3) 市教育委員会は、前各号の申請書を受理した場合はその結果を検査料助成、通級付添費助成認定通知書(別紙第3号様式)により、第1号については直接、第2号については当該学校長を経由し申請者に通知するものとする。

6 変更届及び報告

(1) 保護者等は、前項の申請手続後において、次の各号に該当する変更があった場

合はすみやかに検査料助成並びに特別支援学級等通級付添費助成変更届（別紙第4号様式）により市教育委員会へ届け出なければならない。

（ア） 住所，氏名に変更があった場合

（イ） 通級方法に変更があった場合

（ウ） 転校した場合

（エ） この要綱に定める対象者に該当しなくなった場合

（2） 通級付添費認定者のあった当該小中学校長は，通級付添費認定者の付添状況について，指定された期限までに市教育委員会へ報告するものとする。

7 助成金の支給時期

（1） 検査料

申請書受理後，すみやかに支給するものとする。

（2） 通級付添費

各学期相当分を前項第2号の報告書の提出後，すみやかに支給するものとする。

8 助成金の返還

市教育委員会は，助成を受けている者が次の号に該当した場合は，すでに支払った助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（1） 虚偽その他不正の方法により，助成を受けた場合

（2） 第6項第1号の届を怠った場合

9 その他

この要綱に定めるもののほか，助成金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は，昭和53年9月13日から施行し，昭和53年度分として支給するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行し、平成5年度分として支給するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。